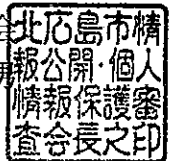


答申第 1 号  
平成 21 年 9 月 4 日

北広島市長  
上野正三様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 中村睦男



個人情報の本人以外からの収集及び外部提供に係る答申について

平成 21 年 8 月 19 日付け北広建築第 59 号にて諮問のあった下記の個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定による審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 個人情報取扱事務の名称 | 市営住宅管理事務   |
| 2 | 諮問事項の具体的な内容 | 市営住宅条例の一部改正に伴い、入居決定等を行う上で、入居申請者等が暴力団員か否かの照会を目的として、個人情報を警察へ提供もしくは警察から暴力団員の情報収集を行うことについて |
| 3 | 理由          | 市営住宅からの暴力団員排除。   |

(諮問 第1号)

## 答 申

実施機関である北広島市長が、市営住宅における入居決定や同居承認、承継、駐車場使用許可、その他特に必要と認める場合において、申請者等が暴力団員であるか否かの照会を目的として、住所、氏名、生年月日の情報を警察に提供することもしくは警察から暴力団員の情報収集を行うことは、妥当なものと判断する。

### 【審査会の結論】

実施機関が行う市営住宅管理においては、公営住宅法や条例等の定めに応じて、住宅困窮者に対し住居の提供を行う役割を担うと共に入居者の平穏な生活を守ることも実施機関における大きな責務と考えられる。

実施機関が暴力団員の排除を意図しても、暴力団員の確たる情報を警察に頼らざるを得ないこともまた事実である。

入居申請者の情報を一律に警察に照会することは、個人情報保護条例の本人の権利利益を保護するという観点からその必要性に疑問を感じるが、実施機関が予め申請者等への告知を前提として警察への個人情報の提供及び本人以外からの情報収集を行うことは、入居者の日々の生活の安全性を確保するという公共性に鑑み認容すべき範囲内と判断できる。

### 【審議の内容】

実施機関は、市営住宅条例の改正に伴い、市営住宅の入居資格等に「暴力団員でないこと」などを加え、その実効性を高めるため警察との間で協定を締結し、入居申請者等が暴力団員であるか否かの照会を行うため、申請者等情報を警察に提供し、また警察から暴力団員の情報を収集し市営住宅管理の事務を行いたいというものである。

具体的な照会は、入居決定を行う前に、すべての入居申請者の情報を、警察と交わす協定書で定める様式により行い、また同じく定める様式により回答を得るもので、同居承認や承継、駐車場使用許可などの申請受け付け時または迷惑行為が行われた場合においても同様の手法で照会するというものである。

公営住宅からの暴力団員の排除は、入居者の平穏な生活を確保する観点から全国的な動きであり、北海道をはじめ他の都市でも順次、条例改正等が行われている。

市営住宅の入居申請時における本人確認手段では、必ずしも暴力団員を把

握できず、条例改正にあたり警察との連携及び暴力団員情報の収集が欠かせないという内容である。

## 【審査会の判断理由】

### 1 基本的な考え方

市の保有する個人情報、収集の制限、適正管理、利用・提供の制限などを設け適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することにより、公正な市政の実現を図るものである。

実施機関は、市営住宅の入居者の平穏な生活の確保を図る観点から、本人以外から必要な情報を収集し、実施機関以外の者にその必要とする個人情報を提供するうえで、北広島市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第8条第1項第6号の規定により本審査会の意見を聴くというものである。このため、その必要性及び安全性など、その該当性について審査した。

### 2 具体的な判断及び理由

#### (必要性)

市営住宅からの暴力団員の排除は社会的に必要なことで、確たる暴力団員の情報は警察から収集する以外になく、このため入居申請者が暴力団員であるか否かを警察に照会することは公益上やむを得ないものと考えられる。

申請者等の情報を一律に警察に照会する手法のほか、本人確認の強化により該当性の強い者の情報照会のみを留めることも可能であるが、逆に担当者の個別的判断で取り扱うことよりも一律照会によることが、公平性が保たれるものと判断した。

また、本人から同意を得ることとしているが、住宅困窮者という弱い立場の申請者にとっては強制的に捉えられるおそれがあるが、申請者にとっても入居後の平穏な生活が確保されるためには、自らの利益にも合致するものであり認容される範疇にあるものと判断した。

#### (安全性)

実施機関が提供する個人情報の取扱いについて、北海道個人情報保護条例に基づき、警察も適正管理が義務付けられると共に別途締結する協定にもその取扱いを定めるなど、個人情報の安全性は確保されるものと考えられる。